

大洲市健康づくり推進協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 大洲市民の総合的な健康づくりを推進することを目的として、大洲市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は前条の目的達成のために、次の各号に掲げる事業の総合的な方策を審議企画する。

- (1) 健康診査及び健康相談事業
- (2) 健康づくりの集いの開催
- (3) 家庭健康教室の開催
- (4) 健康づくりに関する知識の普及事業
- (5) その他市長が適当と認めた事業

(組織)

第3条 協議会の委員は、次の各号に掲げる関係機関、団体等のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 喜多医師会
- (2) 大洲・喜多歯科医師会
- (3) 大洲市議会厚生文教委員会
- (4) 愛媛たいき農業協同組合
- (5) 大洲市自治会連絡会議
- (6) 大洲市学校保健協会
- (7) 大洲市スポーツ協会
- (8) 中央公民館
- (9) 大洲市老人クラブ連合会
- (10) 大洲市連合婦人会
- (11) 大洲市食生活改善推進協議会
- (12) 大洲市社会福祉協議会
- (13) 八幡浜保健所
- (14) その他市長が必要と認めた者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

- 2 会長、副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 役員任期は、委員の任期と同じとする。ただし、再任を妨げない。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、後任者が就任するときまで継続する。

2 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。ただし、委嘱又は任命後、最初の会議については市長が召集する。

2 協議会の会議の開催は、原則として年1回とする。ただし、必要に応じて開くことができる。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

4 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

5 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことはできない。

6 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

7 委員は、やむを得ない場合は、代理の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は、健康増進課に置き、協議会の庶務を処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項は協議会において決定する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月7日から施行する。

附 則 (平成23年9月30日大洲市要綱第55号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日大洲市要綱第93号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年5月24日大洲市要綱第36号)

この要綱は、平成30年5月24日から施行する。

附 則 (令和4年4月1日大洲市要綱第87号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。